

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	財産調査システムの利用に係る外部結合について
--------	------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

事業の概要

事業名	財産調査システムの利用に係る外部結合について
担当課	医療保険年金課
目的	国民健康保険料の滞納整理にあたり、財産調査システムである、LGWAN-ASP サービスの「DAIS」及び「pipitLINQ」を活用し、調査照会等をデジタル化することで、業務を効率化し、迅速かつ効果的な滞納整理の推進に寄与する。
対象者	財産調査の対象者
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現在、国民健康保険料の滞納整理をするにあたり、国税徴収法第141条の規定に基づき、紙媒体の財産調査依頼書を作成し、金融機関へ郵送により照会している。しかし、この調査方法では、対象者ごとに依頼書を作成し、かつ金融機関ごとに分けて照会しなければならないため、一括処理が行えず事務が非常に煩雑であり、金融機関によっては回答までに1か月から半年ほどを要している。</p> <p>そのため、既に金融機関が取り入れているLGWAN等の専用回線を経由した財産調査システムを利用することにより、対象者の財産調査を一括して行い、最短で翌日の回答取得が可能となるなど、迅速かつ効果的な滞納整理に寄与することができる。また、郵送事故のリスクも回避することができるため、利便性と安全性が期待できる。</p> <p>2 処理の流れ</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国保標準システムにより、財産調査対象者の照会データ（カナ氏名、生年月日、住所等）を作成。 ② 財産調査システムを利用して、金融機関に対して取引の有無を一括照会。 ③ 数日後、回答結果を財産調査システムから取得し、分析・分類。 ④ 回答結果をもとに詳細な調査（取引明細等の取得）が必要な取引を特定し、財産調査システムを利用して金融機関に再照会し、回答結果を取得して滞納整理事務に活用。 <p>3 利用見込件数（年間）</p> <p style="padding-left: 40px;">52,668件</p> <p>※個人情報の流れは、資料49-1のとおり</p>

件名 財産調査システムの利用に係る外部結合について

保有課(担当課)	医療保険年金課
登録業務の名称	国民健康保険料
結合される情報項目(だれの、どのような項目か)	1. 対象者 財産調査の対象者 2. 情報項目 資料49-2のとおり
結合の相手方	SocioFuture 株式会社 (DAIS 提供事業者) 株式会社NTTデータ・アイ (pipitLINQ 提供事業者) ※両社とも政府のデジタル・ガバメント実行計画連携事業者であり、LGWAN-ASP サービス認定済。
結合する理由	区が当該システムを利用し、各金融機関に財産調査を行い回答結果を得るためには、両システムが登録されている総合行政ネットワーク(LGWAN)への専用回線による外部結合が必要となる。 なお、当該システムによる財産調査は、国税徴収法第141条に基づき、全国の金融機関を網羅的に調査捕捉することを目的としており、対象の金融機関が重複しない2社のサービスを利用する。
結合の形態	LGWAN回線を使用した専用端末によるデータ送受信
結合の開始時期と期間	令和4年5月から(以降、同様の外部結合を行う。)
情報保護対策	<p>【運用上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件外部結合に当たっては、「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報保護措置を講ずる。 2 情報セキュリティ責任者(課長)は、システムを利用する職員に、個人情報の保護及び管理、情報セキュリティを十分認識するよう定期的に指導する。 3 必要に応じ、区職員がサービス運営事業者への立入調査を行う。 4 各財産調査システムを提供する事業者と「新宿区個人情報保護条例」及び「新宿区情報セキュリティポリシー」の遵守義務を課す。 <p>【システム上の対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用目的は滞納整理に係る業務のみとする。(情報セキュリティアドバイザーからの助言) 2 接続するネットワークはLGWAN回線とし、通信する事業者を限定する。 3 ネットワーク機器、端末及びサーバを制御し、通信できる機器及びアプリケーションを限定する。 4 電子証明書及びユーザID・パスワード等の確認措置をとり、用意したパソコン以外の利用や担当職員以外の利用はできないものとする。 5 専用のイントラパソコンに保存した照会データは、送受信後直ちに削除する。

	<p>6 ログや操作履歴管理ソフトにより、情報へのアクセス状況を記録する。</p> <p>7 ファイアウォール及びウイルス対策ソフトにより、外部からの侵入やウイルス感染を防止する。</p> <p>8 利用する端末には、USBメモリ等の外部記録媒体を接続できないように設定するなど、情報を容易に外部へ持ち出せないようにする。</p> <p>9 金融機関からの照会・回答データは60日経過後、削除する。</p>
--	---

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

11 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等が不要になったとき及び業務終了後は、当該資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入り調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。